

兵庫教育大学情報処理センター規則

(平成6年10月12日規則第1号)

改正 平成8年4月4日 平成11年3月26日
平成16年4月1日 平成17年3月22日
平成17年3月31日 平成18年3月8日
平成23年3月14日 平成26年3月14日
平成28年1月13日 平成28年9月26日
平成29年6月30日 平成30年6月29日
平成31年2月12日 令和2年3月11日
令和3年12月1日

(目的)

第1条 兵庫教育大学情報処理センター（以下「情報処理センター」という。）は、学内共同利用施設として、学術研究及び情報処理教育に資するほか、情報処理の推進を図ることを目的とする。

(業務)

第2条 情報処理センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 次のアからエに掲げる利用に関し、情報処理センターシステム（学内情報ネットワークを含む。）の利用に関すること。
 - ア 学術研究のための利用に関すること。
 - イ 情報処理教育のための利用に関すること。
 - ウ 全国共同利用情報基盤センター等の利用（連絡業務を含む。）に関すること。
 - エ 学内外の連絡・案内情報サービスのための利用に関すること。
- (2) 情報処理教育の研究開発に関すること。
- (3) 情報処理センターシステムの管理及び運用に関すること。
- (4) 情報処理センターシステムの研究開発に関すること。
- (5) その他必要な情報処理に関すること。

(組織)

第3条 情報処理センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 情報処理センター長（以下「センター長」という。）
- (2) 兼務教員

2 情報処理センターに、前項に掲げる者のほか、その他必要な職員を置くことができる。

(センター長)

第4条 センター長は、本学の教授のうちから学長が命じる。

- 2 センター長は、情報処理センターの管理運営を統括する。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、センター長が欠員となったときの後任のセンター長の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

(兼務教員)

第5条 兼務教員は、本学の教員のうちから学長が命じる。

- 2 兼務教員は、情報処理センターの業務に従事する。

(協力教員)

第6条 情報処理センターに、協力して情報処理センターの業務を行うため、協力教員を置くことができる。

- 2 協力教員は、センター長の推薦に基づき、本学の教員のうちから学長が命じる。

(情報処理センター運営会議)

第7条 情報処理センターの運営に関する事項を審議するため、情報処理センター運営会議を置く。

2 前項に規定する情報処理センター運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 情報処理センターに関する事務は、教育研究支援部研究推進課が処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、情報処理センターの運営及び利用等について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成6年10月12日から施行する。
- 2 この規則施行後、第4条第1項の規定に基づき最初に命じられた情報処理センター長の任期は、同条第3項の規定にかかわらず平成8年3月31日までとする。
- 3 この規則施行後、第5条第2項第3号及び第5号の規定に基づき最初に命じられた委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず平成8年3月31日までとする。

附 則 (平成8年4月4日規則第12号)

この規則は、平成8年4月4日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則 (平成11年3月26日規則第13号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月22日)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月8日)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月14日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行後第7条第1項第2号の規定に基づき最初に指名されたセンター員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず平成24年3月31日までとする。

附 則 (平成26年3月14日)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年1月13日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月26日)

この規則は、平成28年9月26日から施行し、平成28年7月1日から適用する。

附 則 (平成29年6月30日)

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月29日)

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月12日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の前日において第7条第1項第2号及び第4号の規定に基づき、現にセンター員である者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則 (令和2年3月11日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月1日）
この規則は、令和4年4月1日から施行する。